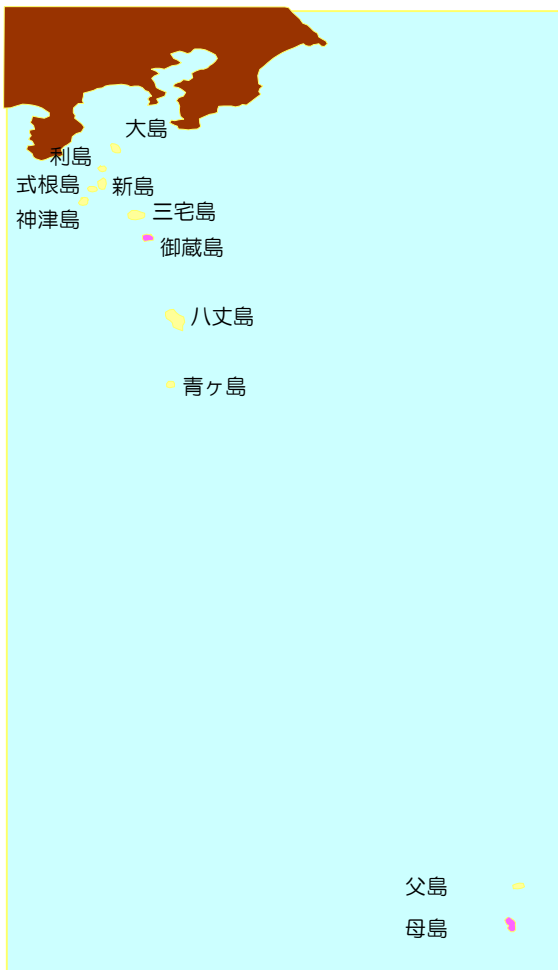


島嶼部における再生可能エネルギー発電設備の接続状況について



| | 島名 | 接続可能量 【kW】 (2018年 12月末時点) | 設備 認定量※1 【kW】 (2018年 6月末時点) | 接続申込 受付状況 |
|-------|--------|------------------------------------|---|------------------------------------|
| | | 残量 (全量) | | |
| 伊豆諸島 | 大島 | 234 (1,420) | 1,889 | 比較的余裕がありますが、大容量の場合は個別に協議させていただきます。 |
| | 利島 | 40 (40) | 0 | 系統規模が極めて小さいことから、個別に協議させていただきます。 |
| | 新島・式根島 | 390 (560) | 137 | 比較的余裕がありますが、大容量の場合は個別に協議させていただきます。 |
| | 神津島 | 258 (300) | 21 | |
| | 三宅島 | 284 (340) | 52 | |
| | 御蔵島 | 0 (20) | 6 | 接続可能量の残量が0のため、当面回答保留とさせていただきます。 |
| | 八丈島 | 12 (600) | 7,599 | 接続可能量の残量が少ないことから、個別に協議させていただきます。 |
| | 青ヶ島 | 21 (31) | 0 | 系統規模が極めて小さいことから、個別に協議させていただきます。 |
| 小笠原諸島 | 父島 | 210 (330) | 3,489 | 比較的余裕がありますが、大容量の場合は個別に協議させていただきます。 |
| | 母島 | 0 (30) | | 接続可能量の残量が0のため、当面回答保留とさせていただきます。 |

＜今後制約が想定される島嶼＞
大島，利島，新島・式根島
神津島，三宅島，八丈島
青ヶ島，父島

＜現在制約が発生している島嶼＞
御蔵島，母島

※1 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づき、国が再生可能エネルギー発電設備として認定した発電設備量です。また、設備認定量は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」制定前に接続していた設備も含めた値です。

※ 各島の需要規模は数百～数千kW程度です。